

健 第 1304 号
令和2年12月9日

(公社)岡山県医師会長
(一社)岡山県病院協会会長 殿

岡山県保健福祉部長

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律等の施行について

このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、各保健所・保健所支所から周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても、会員への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

また、本通知は次のホームページに掲載しています。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

岡山県保健福祉部健康推進課
感染症対策班
TEL: 086-226-7331
FAX: 086-225-7283

健発1209第2号
令和2年12月9日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律等の施行について

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号。以下「改正法」という。）については、令和2年10月27日に第203回臨時国会に提出され、本年12月2日に可決成立し、本日公布、施行されたところです。

また、改正法の施行のため、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第346号）及び予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（令和2年厚生労働省令第199号）が本日公布され、施行されたところです。

これらの改正及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏のなきようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する事項については、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」（令和2年10月23日付け健発1023第3号厚生労働省健康局長通知）等において別途お知らせしているところです。これらについても御了知をお願いいたします。

記

第一 改正法の趣旨

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、現在開発中であるが、仮に有効性、安全性が確認されたワクチンが開発された場合には、当該ワクチンを確保するとともに、国民への円滑な接種を実施するため、必要な体制の確保を図ることが必要である。

また、必要な水際対策を引き続き講ずるため、新型コロナウイルス感染症を政令で指定し、検疫法上の隔離・停留等の規定を準用している期間の延長を可能とすることが必要である。

このような状況を踏まえ、今般、現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施方法等について定めるとともに、検疫法第 34 条の感染症の政令指定の期限について延長できるようにする等所要の規定を整備するものである。

第二 改正法による予防接種法の一部改正

一 予防接種の実施に関する事項

- (1) 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチンを指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができるものとする。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。 (附則第 7 条第 1 項関係)
- (2) 市町村長が行う予防接種を第 6 条第 1 項の規定による予防接種とみなして、規定を適用するものとする。 (附則第 7 条第 2 項関係)
- (3) 一の (1) の予防接種を行うために要する費用は、国が負担するものとする。 (附則第 7 条第 3 項関係)
- (4) 一の (1) の予防接種を行う場合において、第 8 条又は第 9 条の規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができるものとする。 (附則第 7 条第 4 項関係)

二 損失補償契約に関する事項

政府は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結するワクチンの製造販売業者又はそれ以外のワクチンの開発若しくは製造に係る者を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができるものとする。 (附則第 8 条関係)

第三 改正法による検疫法の一部改正

外国に検疫感染症以外の感染症（新感染症を除く。）が発生し、これについて検疫を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該感染症について検疫法の規定を準用することができることとされているところ、当該政令で定められた期間について、当該感染症の外国及び国内における発生及びまん延の状況その他の事情に鑑み、当該政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができるものとする。 (第 34 条関係)

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。(改正法附則第1条関係)

二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第五 その他

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令において、必要となる政省令の整備等を行うものであること。

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年十二月九日

内閣総理大臣
菅 義偉

法律第七十五号

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律

(予防接種法の一部改正)

第一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第二十九条中「第六条」を「第六条及び附則第七條第一項」に、「同条第一項」を「第六條第一項」に、「第十八條並びに第十九條第一項」を「(附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。)」第十八條(附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十九條第一項(附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。))並びに附則第七條第一項」に改める。
(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

第七條 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下同じ。))のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチン(その有効性及び安全性に関する情報その他の情報に鑑み、厚生労働省令で定めるものに限る。)を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

2 前項の規定による予防接種は、第六條第一項の規定による予防接種とみなして、この法律(第二十六條及び第二十七條を除く。)の規定を適用する。この場合において、第十三條第四項中「含む。」とあるのは「含む。」又は同法第十九條の二第一項の承認を受けているもの(当該承認を受けようとするものを含む。)(同条第三項の規定により選任したもの)と、第十六條第一項中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)」と、第二十五條第一項中「市町村」の第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第二十五條の規定により市町村が支弁する費用は、国が負担する。
4 第一項の規定による予防接種については、第二項の規定により適用する第八條又は第九條の規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができる。
5 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第一項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
二 第一項の規定による指示をしようとするとき。
三 前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

第八條 政府は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者(前条第二項の規定により読み替えて適用する第十三條第四項に規定するワクチン製造販売業者をいう。)(又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に関係する者を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防

接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができる。
(検疫法の一部改正)

第二条 検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
第三十四條に次の一項を加える。
2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で指定された感染症の種類について、当該感染症の外国及び国内における発生及びまん延の状況その他の事情に鑑み、当該政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。
第四十條中「第三十四條」を「第三十四條第一項」に改め、「場合」の下に「同条第二項の政令により、同条第一項の政令で定められた期間が延長される場合を含む。」を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に係る特例)
第二条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)についての第二條の規定による改正後の検疫法第三十四條第二項の規定の適用については、「状況」とあるのは、「状況、当該感染症に係るワクチンの開発の状況並びに予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)附則第七條第一項の規定による予防接種の実施の状況」とする。

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の項中「第六條」を「第六條及び附則第七條第一項」に、「同条第一項」を「第六條第一項」に、「第十八條並びに第十九條第一項」を「(附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十八條(附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十九條第一項(附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む。))並びに附則第七條第一項」に改める。

(外国軍用艦船等に関する検疫法特例及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)
第四条 次に掲げる法律の規定中「第三十四條の規定」を「第三十四條第一項の規定」に改める。

- 一 外国軍用艦船等に関する検疫法特例(昭和二十七年法律第二百一十号)第八條
二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第十五條の二第一項及び第十五條の三第一項
(住民基本台帳法の一部改正)

第五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第二の四の項及び別表第四の三の項中「又は同法」を「同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法附則第七條第一項の予防接種の実施」を加える。
(新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正)

第六条 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第二十九條第五項中「第三十四條」を「第三十四條第一項」に改める。

内閣総理大臣 菅 義偉
総務大臣 武田 良太
厚生労働大臣 田村 憲久

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百四十六号

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十五号）の施行に伴い、及び予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（予防接種法施行令の一部改正）

第一条 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「限る。」の「限る。」を「限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。」に改め、同条第二項中「限る。」を「限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む。」に改め、「場合」の下に「及び附則第五項の規定により適用する場合」を加える。

附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）

5 法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合におけるこの政令の規定の適用については、第五条中「場所」とあるのは「場所、使用するワクチン」と、第八条中「A類疾病又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）」と、第十条から第十三条までの見出し、第十四条（見出しを含む。）、第十五条の見出し、第十六条（見出しを含む。）、及び第十八条の見出し中「A類疾病に係る定期の予防接種等」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の項第一号中「限る。」の「限る。」を「限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。」に改め、同項第二号中「限る。」を「限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む。」に改め、「場合」の下に「及び附則第五項の規定により適用する場合」を加え、同表新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）の項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

（新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令の一部改正）

第三条 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名、第一条及び第二条（見出しを含む。）中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣 武田 良太

厚生労働大臣 田村 憲久

内閣総理大臣 菅 義偉

○厚生労働省令第九十九号
 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十五号）の施行に伴い、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 田村 憲久

令和二年十二月九日

（健康保険法施行規則の一部改正）
 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（同法附則第七条第二項及び新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給</p> <p>三（略）</p>	<p>（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給</p> <p>三（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

（船員保険法施行規則の一部改正）
第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（同法附則第七条第二項及び新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給</p> <p>三（略）</p>	<p>（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給</p> <p>三（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

(国民健康保険法施行規則の一部改正)
第三条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	<p>(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(同法附則第七條第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第二十七條の十二第二号において同じ。)の医療費の支給</p> <p>三(十二 (略)</p>	改 正 前
-------------	---	-------------

(傍線部分は改正部分)

(介護保険法施行規則の一部改正)
第四条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	<p>(令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付) 第八十三條の二 令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(同法附則第七條第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八條第一号において同じ。)の医療費の支給</p> <p>二(七 (略)</p>	改 正 前
-------------	--	-------------

(傍線部分は改正部分)

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)
第五条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	<p>(令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付) 第八十三條の二 令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(同法附則第七條第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八條第一号において同じ。)の医療費の支給</p> <p>二(七 (略)</p>	改 正 前
-------------	--	-------------

(傍線部分は改正部分)

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第六條 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>改正後</p> <p>(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(同法附則第七條第二項及び新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一条第一号において同じ。)の医療費の支給</p> <p>二(十) (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一条第一号において同じ。)の医療費の支給</p> <p>二(十) (略)</p>
--	--

第七條 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令(令和二年厚生労働省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>改正後</p> <p>新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令</p> <p>新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令(令和二年政令第二十八号)第三条の規定により検疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十三号)の規定を準用する場合には、同令第六条第二項中「次に掲げる時間」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間」と、同令第六条の二中「場所」とあるのは「場所及び当該者の体温その他の健康状態」と読み替えるものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令</p> <p>新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令(令和二年政令第二十八号)第三条の規定により検疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十三号)の規定を準用する場合には、同令第六条第二項中「次に掲げる時間」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間」と、同令第六条の二中「場所」とあるのは「場所及び当該者の体温その他の健康状態」と読み替えるものとする。</p>
--	--

附 則

この省令は、公布の日から施行する。